

傳者祥吉之進ト共ニ屋久警察署接上ニ於テ會見種々折衝スル
終リ兩者互譲、結果八月二十二日午後五時別視覚書ヲ交換同
滿解凍セリ

一 勞働者側

勞働者側ニ於テハ最初東京地方自由勞働組合、應援ヲ求メ支
部長小松証太郎等、來援アリタルヲ組合ニ於テハ何等積極的、
行動ナキヲ以テ組合、來援ヲ拒絕セリ

三 工場主側

工場主ハ製品ヲ工場ヨリ運搬セシトシタルモ等張國負等ニ阻止セラ
レ搬出不能トナル

高等張國ヨリ食料品、支給方要求アリタルモ之ヲ拒絕シタルヲ
等張國ヨリ不徳、譽ニ出テラル、ヤモ知レストナシ所獲尾久口者
ニ保復願出ラ為ス

右及申(通)報候也

覺書

今ヨリ寺澤和洋文化器具製作所ニ於テ數少ク勞働爭議ハ左記條
項ニ依リ圓滿解決ヲ就ケル爲メ覺書三通ヲ作成シ各々保存スル
ルヲトす

視

一 解雇若多者トシ全負ニ對シ金五拾五圓支給ス

二 倉庫代々々金五拾五圓支給ス

三 右室類ハ昭和六年八月二十一日午後二時迄之町大字上尾之町二九三〇

番地寺沢工場ニ於テ変換ナシトス

四 従業員ハ右手前受領シ上は直ニ工場ヨリ退場ナシトス

右ノ通り相違無之候也

昭和六年八月二十日 工場主

寺

沢

康

晴

印

祥

吉

之

進

印

従業員代表

李

典

植

三

印

葉

吉

三

印

印